

(案)

中津川市臓器移植に伴う当該医療施設との児童虐待情報等の取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は臓器移植に関する法律（平成9年7月16日法律第104号、以下「臓器移植法」という。）に基づき、児童の臓器を提供しようとする医療施設に対して、中津川市における当該児童の虐待相談記録等の情報を提供することにより、公正かつ適切な臓器提供の実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 臓器を提供しようとする医療施設 臓器移植法に基づき、児童からの臓器を摘出し、移植希望者に提供しようとする全ての医療施設
- (2) 児童虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号、以下「虐待防止法」という。）第2条に定義される児童虐待防止法」という。）第2条に定義される児童虐待
- (3) きょうだい 当該児童の実父・実母を親とする兄弟姉妹及び異父・異母を親とする兄弟姉妹
- (4) 配偶者からの暴力 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）第1条に定義される配偶者からの暴力（以下「DV」という。）

(提供する情報の範囲)

第3条 市長が臓器を提供しようとする医療施設に提供する情報は以下のとおりとする。

- (1) 当該児童についての児童虐待相談としての対応経過の有無とその期間
- (2) 当該児童のきょうだいの児童虐待相談としての対応経過の有無とその期間及び不審死並びに乳幼児突然死症候群（疑い）に関する情報の有無
- (3) 当該児童の家庭におけるDV情報の把握の有無とその時期
- (4) 当該児童の保護者が覚醒剤や麻薬などの違法薬物を使用しているという情報の把握の有無

(情報の提供を申し出ることができる者)

第4条 臓器移植法に基づき、臓器を提供しようとする医療施設

(情報提供の手続)

第5条 情報提供の手続は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 情報提供を求めようとする者は、様式第1号（以下「依頼書」という。）に必要事項を明記し、事前に市長に依頼しなければならない。
- (2) 臓器提供施設の主治医が、脳死とされうる状態から心停止までに時間的猶予がないと判断する等、緊急に臓器の摘出及び提供を行う必要がある場合には、口頭による依

(案)

頼も可能とする。なお、その場合は、事後に依頼書を速やかに提出することとする。

- (3) 市長は、臓器を提供しようとする医療施設からの情報提供依頼を口頭で受理する場合には、折り返しの連絡や臓器提供施設一覧表との照会を行う等、依頼を行う者の確認に十分留意すること。

(情報提供の方法)

第6条 情報提供の方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市長が第5項の依頼書を受理した場合の情報提供は、様式第2号（以下「情報提供書」という。）により行う。
- (2) 臓器提供施設の主治医が、脳死とされうる状態から心停止までに時間的猶予がないと判断する等、緊急に臓器の摘出及び提供を行う必要があると市長が認めた場合は、口頭における情報提供も可能とする。
- (3) 市長が口頭による情報提供を行った場合は、事後において当該臓器を提供しようとする医療施設に情報提供書を速やかに送付すること。

(その他)

第7条 この指針の運用に当たっては、中津川市個人情報保護条例の趣旨を尊重し、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の保護を図ることに十分留意するものとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。